

## 大村入国管理センター所長 殿

2018年12月6日

### 移住労働者と共に生きるネットワーク・九州

共同代表 井上幸雄（アジアに生きる会・ふくおか）  
岩本光弘（外国人技能実習生権利ネットワーク・北九州）  
コース・マルセル（美野島司牧センター）  
中島眞一郎（コムスタカー外国人と共に生きる会）

## 第15回大村入国管理センターと 移住労働者と共に生きるネットワーク・九州との意見交換会 大村入国管理センターへの質問と回答

### I 収容施設及び被収容者の状況について

1. 2018年10月末時点での収容定員と収容人員について、国籍別・年代別(10歳代、20歳代、30歳代、40歳代、50歳以上)の人数及び九州以外から移送されてきた被収容者の割合を教えてください。

(昨年回答)

- ・収容定員 708名（実行収容定員は男子区400名）
- ・2017年10月末現在の収容人員 105名（全員男性）
- ・九州外からの被収容者 89.5%
- ・国籍別内訳 ベトナム21名、フィリピン13名、ブラジル12名、イラン9名、スリランカ7名、中国・ミャンマー各6名、インドネシア5名、ナイジェリア・ペルー各3名、ガーナ・パキスタン・タイ・トルコ・マレーシア各2名、スーダン・アフガニスタン・スペイン・イギリス・セネガル・ウガンダ・ネパール・モンゴル・モロッコ・ニュージーランド各1名
- ・年代別内訳 10歳代0名、20歳代28名、30歳代37名、40歳代25名、50歳以上15名

(本年回答)

- ・収容定員 708名（入力者注：（実行収容定員は男子区400名）は確認漏れ）
- ・2018年10月末現在の収容人員 98名（全員男性）
- ・九州外からの被収容者 89%
- ・国籍別内訳 スリランカ12名、イラン10名、ベトナム9名、ブラジル9名、フィリピン8名、ネパール7名、ペルー6名、インドネシア5名、パキスタン5名、ミャンマー4名、ナイジェリア4名、ガーナ4名、中国3名、バングラデシュ3名、タイ2名、スーダン2名、その他5カ国5名
- ・年代別内訳 20歳代16名、30歳代39名、40歳代25名、50代以上18名

2. 今後実行収容定員の増員を検討していますか。また、女性の収容の再開の予定はありますか。

(昨年回答) 答えは差し控える

(本年回答) 現時点において、実行収容定員の増員や女性の収容再開の予定はない。

3. 2017年の平均収容期間、2018年10月末時点での貴センターにおける最長期収容期間について教えてください。

(昨年回答)

- ・平均収容期間 110.6日 (2016年の平均収容期間)
- ・最長収容期間 約2年6ヶ月 (2017年10月末現在)

(本年回答)

- ・平均収容期間 139.6日 (2017年の平均収容期間)
- ・最長収容期間 約3年6ヶ月 (2018年10月末現在)

4. 退去強制令書発付以来、仮放免許可がなく、継続して2年以上収容されているのは何名ですか。同様に3年以上、4年以上、5年以上、6年以上は、それぞれ何名ですか。

(昨年回答) (5年超) 1名

(本年回答) 2018年10月末現在 2年以上32名、3年以上9名、6年以上1名

(記録者注: 「2年以上」とは、2年以上のすべての年数の合計)

5. 2018年10月末時点で、(大村入管センターで)6ヵ月以上の長期被収容者は何名ですか。

(昨年回答) 6ヵ月以上 46名

(本年回答) 大村入管で6ヵ月以上の長期被収容者は、81名

6. 2018年10月末時点で、被収容者の中で刑務所服役後に収容されたのは何名ですか。

そのうち6ヵ月以上収容されているのは何名ですか。

(昨年回答) 2017年10月末現在で33名 うち6ヵ月以上21名

(本年回答) 2018年10月末現在で36名 うち6ヵ月以上25名

(以下7から14は、2017年及び2018年1月～10月での期間中の事項について質問です。)

7. 被収容者の自殺未遂及び自傷行為は何件ありましたか。

(昨年回答)

- ・2016年 自殺未遂0件、自傷行為2件
- ・2017年1月～10月 自殺未遂0件、自傷行為2件

(本年回答)

自傷の行為が自殺を企図するのかどうかは被収容者の内心に関わる等、客観的な判別が困難なため、その統計を取っていないため回答は難しい。

- ・2017年 自傷行為3件
- ・2018年1月～10月 自傷行為5件

8. 仮放免が許可されたのは何名ですか。うち帰国条件付は何名ですか。また仮放免許可書で指定された住所地の地方別人数も教えてください。

(昨年回答)

- ・2016年 48件
- ・2016年 関東地区 23名、東海地区 15名、近畿地区 6名、中国地区 1名、四国地区 2名、九州地区 1名
- ・2017年1月～10月 15件
- ・2017年1月～10月 関東地区 3名、東海地区 3名、近畿地区 5名、四国地区 2名、九州地区 2名

(本年回答)

- ・2017年 19件 (うち帰国準備によるもの5件)
- ・2017年 関東地区 4名、東海地区 4名、近畿地区 7名、四国地区 2名、九州地区 2名
- ・2018年1月～10月 5件 (うち帰国準備によるもの3件)
- ・2018年1月～10月 関東地区 2名、東海地区 1名、近畿地区 2名

9. 国費送還者は何名いましたか。そのうち本人の意思に基づかない送還者は何名ですか。また自費で出国した人は何名ですか。

(昨年回答)

- ・国費送還者 2016年 23名 うち送還忌避者は 1名
- 2017年1月～10月 26名 うち送還忌避者は 3名
- ・自費出国者 2016年 41名
- 2017年1月～10月 52名

(本年回答)

- ・国費送還者 2017年 31名 うち送還忌避者は 3名
- 2018年1月～10月 56名 うち送還忌避者は 4名
- ・自費出国者 2017年 58名
- 2018年1月～10月 38名

10. 苦情申し立ては何件ありましたか。その内容の主なものは何ですか。

(昨年回答)

- ・2016年 1件
- ・2017年1月～10月 4件
- 処遇に対する不満だった。

(本年回答)

- ・2017年 6件

- ・2018年1月～10月 17件  
主な内容は処遇に対する不満だった。

11. 宗教行事を希望したのは何名ですか。

(昨年回答)

- ・2016年 延べ474名 またラマダン期間に6名が断食の実施を希望し、給食支給時間を変更する等の配慮をした。
- ・2017年1月～10月 延べ411名 またラマダン期間に9名が断食の実施を希望し、給食の支給時間を変更する等の配慮をした。

(本年回答)

- ・2017年 延べ492名 ラマダン期間に9名が断食の実施を希望し、給食支給時間を変更する等の配慮をした。
- ・2018年1月～10月 延べ281名 ラマダン期間に13名が断食の実施を希望し、給食の支給時間を変更する等の配慮をした。

12. 性的マイノリティーで特別な処遇をした人数を教えてください。該当者がいる場合、どのような立場の方が関わり、どのような処遇をしましたか。

(昨年回答) 当該事例なし

(本年回答) 該当事例なし

13. 人身売買被害者と疑われた人は何名いましたか。その国籍別も教えてください。

(昨年回答) 当該事例なし

(本年回答) 該当事例なし

14. 被収容者で警察に逮捕されたのは何名ですか。

(昨年回答) 回答は控える。

(本年回答) 回答は控える。

## II 医療スタッフ及び医療ケアについて

1. 2018年度の医療スタッフについて、昨年と比べて医師、看護師、薬剤師その他の内訳で変化があれば教えてください。

(昨年回答) 変化なし

※※医師（常勤なし、内科と消化器科の非常勤医師2名が月水金の週3回午前）、歯科医師（非常勤医師が金の週1回午前）、看護師（常勤2名）、薬剤師（常勤なし）、臨床心理士（月2回午後）

(本年回答)

※※非常勤医師が2名から3名へ変更。うち1名は医師7名のいずれかが交代で派遣されている。診療日は週3回から4回に変更、月曜、火曜、金曜午前、水曜午後。診療科目別では、内科1名、外科（消化器外科）2名。科目別診療回数では、内科2回（月曜、火曜午前）、外科（消化器外科）2回（水曜午後、金曜午前）。

※※これまで常勤看護師2名だったが、新たに非常勤看護師2名を採用。

※※歯科医は、常勤医なし。非常勤1名が週1回（金曜午前）

※※薬剤師は常勤なし。臨床心理士1名が月2回は、昨年と変化なし。

2. 面会する中で、精神的に不安定な被収容者が多く、専門医による積極的な治療が必要と強く感じます。昨年回答の「メンタルケアの専門家によるカウンセリング」を拒否している被収容者についてどのように対処されていますか。また同様「外部の精神科専門医の診療を受けさせること」とは、何を根拠に判断していますか。東日本入管センターでは精神科医の診療が実施されていると聞いています。貴センターでも実施する必要性があると思われませんが、いかがですか。

(昨年回答)

- ・必要に応じてメンタルケアの専門家によるカウンセリングや外部の精神科専門医の診療を受けさせることになる。

(本年回答)

- ・精神的に不安定な被収容者には看守勤務者が面接し心情安定に務める、当センター診療室医師の診断を受けさせたり、必要に応じて臨床心理士のカウンセリング、外部の精神科専門医を受診させている。カウンセリングを拒否した場合、看守勤務者が粘り強く説得しカウンセリングを受けさせている。外部の精神科専門医の診療については臨床心理士のカウンセリングの結果等を踏まえ、診療室医師がその必要性を判断している。東日本センターの精神科医の診療について、当センターでも実施が望ましいと考えるが、医師の確保が困難なため外部の専門医を受診させることとしている。

3. 2017年及び2018年1月～10月の期間中の、メンタルケアの専門家によるカウンセリングの延べ件数を教えてください。また通訳がついた件数と言語の内訳を教えてください。

(昨年回答)

- ・2016年 延べ 98件
- ・2017年1月～10月 延べ 96件
- ・通訳が付いた件数は、2016年は7件（中国語6件、ベトナム語1件）をつけ、2017年は10月までに通訳をつけた実績はない。カウンセラーは英語での意思疎通が可能。

(本年回答)

- ・2017年 延べ 144件
- ・2018年1月～10月 延べ 92件
- ・通訳が付いた件数は、2017年はない。2018年は10月までに2件（英語、ペルシャ語）。

4. 2017年及び2018年1月～10月の期間中に、外部の医療機関での受診・検査は何件ありましたか。診療科毎に教えてください。そのうち救急搬送は何件ありましたか。

(昨年回答)

・2016年 29件(内訳は、整形外科12件、救急外来5件、耳鼻咽喉科3件、皮膚科2件、眼科2件、内科2件、外科1件、循環器科1件) 救急搬送は2016年3月に1件あり、救急車を使用した。

・2017年1月～10月 19件(内訳は、皮膚科7件、泌尿器科5件、内科4件、耳鼻咽喉科4件、歯科1件、外科1件、呼吸器科1件、放射線科1件)

1回の受診で複数の診療科を受診する者がいるので、総数と内訳の合計は一致しない。

(本年回答)

・2017年 38件(内訳は、皮膚科12件、泌尿器科9件、眼科6件、内科4件、耳鼻咽喉科4件、歯科3件、救急外来2件、その他7件) 119番通報の救急搬送0件

・2018年1月～10月 107件(内訳は、皮膚科35件、救急外来18件、歯科9件、眼科10件、耳鼻咽喉科10件、内科7件、整形外科8件、精神科6件、泌尿器科4件、外科3件、その他3件) 119番通報の救急搬送3件で、2018年7月1件、9月1件、10月1件。

1回の受診で複数の診療科を受診する場合があります、総数と内訳の合計は一致しない。

5. 2017年及び2018年1月～10月の期間中に、施設内の医師の診察で、被収容者に通訳がついた件数と言語の内訳を教えてください。

(昨年回答)

・2016年 7件(英語6件、ベトナム語1件)

・2017年1月～10月 2件(ペルシャ語)

(本年回答)

・2017年 1件(英語)

・2018年1月～10月 11件(中国語1件、イボ語1件、ポルトガル語4件、ベンガル語2件、ペルシャ語3件)すべて電話通訳による。

6. 2018年10月末時点で、被収容者の治療のための施設内の常備薬で、どのような種類の病気に対応できていますか。また常備薬は何種類ですか。薬が使用されたのは年間何件ですか。また昨年と変化しているものがあつたら教えてください。

(昨年回答)

・常備薬は11種類、使用頻度が多いのは、外用薬(主に湿布)、鎮痛薬、感冒薬。2016年は7,980件、2017年1月～10月は9,541件。昨年と比べて被収容者増加に伴い使用数が増加している。

(本年回答)

・常備薬は11種類で変化なし。使用頻度が多いのは、外用薬(主に湿布、鎮痛薬、感冒薬)。2017年は12,542件、2018年1月～10月は21,813件。昨年比で、被収容者増加に伴い使

用数が増加している。

7. 精神安定剤、睡眠導入剤について変更はありましたか。

(昨年回答)

・精神安定剤は常備薬としては置いていない。医師の診察により精神安定剤、睡眠導入剤は必要に応じて処方される。

(本年回答)

・取り扱う薬剤の変更はないが、医師が必要と判断すれば、新規で取り扱うこともある。

8. 医師の処方により投薬される際に、薬の説明書の処方医師名が空白です。医師法上問題はありますか。他の収容施設では、医師名が記載されています。

(本年回答)

医療法第14条の2により病院等の管理者は医師名を当該病院等に見やすいように掲示しなければならないこととなっているが、医療法施行令第3条第2項により当局の収容施設は医療法第14条の2の規定が適用除外とされており、薬の説明書の当局医師名については個人に関する情報に該当するとして明示していない。尚、開示請求がされた場合も、当局医師名については行政機関の保有する情報の公開に関する法律第5条第1号または行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第14条第2号に該当するとして不開示となっている。外部の病院で受診する場合は当該病院または医師に確認した上で開示、不開示を判断することとなっている。

9. 2017年及び2018年1月～10月の期間中に、施設内でのレントゲン撮影は何名の被収容者に実施しましたか。現在も入所時に実施していますか。

(昨年回答)

レントゲン撮影は、現在も入所時全員に胸部レントゲンを実施している。(結核の早期発見のため)

・2016年 117件 (胸部以外も含む)

・2017年1月～10月 162件

(本年回答)

入所時の胸部レントゲン撮影も含む。

・2017年 182件

・2018年1月～10月 142件

### Ⅲ 被収容者の処遇について

1. 大村入国管理センターの平成30年度(2018年度)予算とその内訳を教えてください。

(昨年回答)

- ・平成 29 年度予算額 庁舎維持管理費、光熱水料にかかる予算は約 7,500 万円。内訳は光熱水料約 2,300 万円、施設維持費約 5,200 万円。

(本年回答)

- ・平成 30 年度予算額 庁舎維持管理費、光熱水料にかかる予算は約 8,400 万円。内訳は光熱水料約 2,500 万円、施設維持費約 5,900 万円。

2. 被収容者のための医薬品費の総額と被収容者一人当たりの金額を教えてください。

(昨年回答)

被収容者の医療関係経費は薬品及び医療用品購入代に大別されるが、平成 28 年度の実績では、約 238 万円。平成 29 年度は現時点で約 137 万円。1 人当たりの金額は算出できない。

(本年回答)

平成 29 年度の実績では、約 470 万円。平成 30 年度は上半期で約 330 万円。1 人当たりの金額は算出できない。

3. 面会時に、刑務所から来た被収容者から「刑務所では治療してくれたのに、ここでは治療してくれない」という声を時々聞きます。貴センターにおける診察の目的と治療の実施基準を教えてください。

(本年回答)

被収容者処遇規則第 30 条に基づき、被収容者が罹病し、または負傷した時は、当所非常勤医師による診察を受けさせる。また同医師が外部のよる診察が必要と判断した場合や急を要する症状の場合は外部の病院で受診させる。

4. 土日休日や夜間等医師不在時で、被収容者の救急対応が必要な場合に、どのような体制がとられていますか。

(昨年回答)

- ・医師不在時に被収容者の体調不良が認められる時は、体温、血圧等を測定し看護師の助言を得るなどして外部医療機関での受診の必要性及び緊急性を判断している。被収容者の体調が急変した時は看守勤務の責任者が被収容者の状況を確認し、急速を要すると認める時や判断に迷う時には、直ちに救急車の出動要請をする。

(本年回答)

- ・医師不在時に被収容者の体調不良が認められる時は、体温、血圧等を測定し看護師の助言を受け外部医療機関に搬送する等適切に対応している。急を要する症状の場合には直ちに外部病院搬送、または救急車の出動を要請している。

5. 2018 年 10 月末時点で、昨年度に比べて職員体制と定数で変更があれば教えてください。



い。

(昨年回答) 64名で、前年比 17人増。

(本年回答) 64名で、前年度と同じ。

6. 2018年度の1部屋の平均収容人数は何名ですか。

(昨年回答)

- ・昨年と同じ。1部屋の定員は10人。1部屋の収容人数はおおむね4～5名で運営している。1人部屋は新設していない。

(本年回答)

- ・前年度と同じ。1部屋の定員は10人。1部屋の収容人数はおおむね3～4名で運用している。

7. 運動時間、入浴、洗濯などについて、昨年から変化した点はありますか。シャワー室とその付近に監視カメラはありますか。

(昨年回答)

- ・運動時間を本年5月から1時間だったものを、2時間半に延長した。その他は、昨年と同じ。

(本年回答)

- ・運動時間、入浴、選択等、昨年から変化はない。シャワー室内に監視カメラはない。シャワー室隣の洗濯室付近に監視カメラはあるが、これは収容区域全体を撮影しておりシャワー室を撮影するものではない。シャワー室出入口にカーテンがあり、シャワー室内を撮影はできない。

(会場での質問に対して)

テレビは、午前7時から午後10時まで。居室の開放は点呼の午前9時から午後4時45分まで。洗濯機と乾燥機のお金は不要。電話はKDDI。

8. 食事について、約30パターンから変更点はありますか。面会活動に参加したある医師は、吹き出物の多い被収容者を見て「食事のバランスが悪いため免疫力が低下し、吹き出物が出来やすくなっていると思われる」と感想を述べています。閉鎖空間で運動量が少ない被収容者を念頭に置いた栄養師による献立がなされているか教えてください。

(昨年回答)

- ・現在の食事パターンは約30種類。更に被収容者の要望等により食材の変更、追加する等よりよい食事の提供に努めている。

(本年回答)

- ・現在の食事パターンは約40種類。被収容者の要望等により食材を変更する等よりよい食事の提供に努めている。食事のエネルギー及び栄養については、省令等に基づき適正に

設定しているほか、医師の意見に基づき患者食を提供している。また診療において必要に応じてビタミン剤等の処方が行われているほか、食事の摂取に関する医師による指導も行われている。

9. 2017年及び2018年1月～10月の期間中に、面会者は延べ何名の被収容者と面会していますか。

(昨年回答)

- ・2016年 延べ2,523名
- ・2017年1月～10月 延べ2,545名

(本年回答)

- ・2017年 延べ3,247名
- ・2018年1月～10月 延べ2,780名

10. 一般用面会室の運用につき、数年前、貴センター面会受付の責任者より面会活動者側に、スムーズな面会の実施のために面会室4つの運用、つまり面会申込は4グループ以内の要請があり、これを受け入れました。現在一般用面会室4つのうち、隣室の音漏れを理由に空き室を挟んで2面会室のみを運用していると説明されました。音漏れ防止工事の実施、或いは当面小声で話す等により一般用面会室4室を使用することができるはずですが。2室に限定する理由を教えてください。

(本年回答)

一般用面会室は4室設置されているところ保安上の理由や隣室の音漏れの配慮から2室で運用することはあるが、2室に限定しているものではなく今後も可能な限り4室使用できるよう努める。

11. 未就学児の面会、あるいは未就学児を連れた母親の面会は何件ありましたか。その時、被収容者と未就学児との触れ合いのためにどのような配慮がなされましたか。仕切り版のない面会室が1つ出来たことは歓迎します。この面会室の使用基準を教えてください。

(昨年回答)

- ・該当はない。直接的な触れ合い、仕切り版のない部屋は施設の構造上、対応が困難。

(本年回答)

- ・本年10月から一般用面会室1室を仕切りのない家族面会室に変更し、親子のスキンシップが図れるようにしているが、現時点では使用実績はない。被収容者からの事前申出を許可しているが、まだ面会が実施されていない。家族面会室の使用基準は18歳未満の子と引率者が対象。その他特別な事情のあるものは個別に許否を検討する。

12. 2017年の、仮放免申請の受理から結果を本人に通知するまでの期間の平均日数を教え

て下さい。また被収容者に参考として示している上記の目標処理日数は何日ですか。

(昨年回答)

- ・平均処理日数は、49.4日。仮放免は申請人個々の情状、請求理由及びその他の事情等を総合的に判断し、審査期間に係る基準は設定していない。今後も個々の事情に即応し早期処理に努めたい。平成28年(2016年)申請は161件。平成29年(2017年)の申請は10月末現在で158件となり、昨年度の受理件数にほぼ並ぶ。このような状況下でも一件一件を丁寧に審査するため、やはり審査は遅延してしまうのが実情。引き続き早期処理に努めたい。

(本年回答)

- ・平均処理日数は、56.2日(2017年中に受理したものより算出)。仮放免は申請人個々の情状、請求理由及びその他の事情等を総合的に判断し、審査期間に係る基準は設定していない。処理日数については、審査精度を高め早期処理に努めている。尚、仮放免許可申請件数は、平成29年(2017年)は199件、平成30年(2018年)は10月末現在で146件。

#### IV その他

1. 2017年と2018年10月末時点まで、退去強制令書が発付された被収容者以外に、遭難者等の仮上陸許可者など適法な在留外国人のために貴センターが利用されたことがありますか。今後貴センターが適法な在留外国人のために利用されることは可能ですか。

(昨年回答)

- ・当施設の使用目的等全体の方針については、本省で検討、決定することであり、答える立場にない。

(本年回答)

- ・当施設の使用目的等全体の方針については、本省で検討、決定することであり、答える立場にない。

2. 地震・津波等の大規模災害時における対策は、「防災要領に基づき対応する。年一回以上の災害等を想定した防災訓練を実施している。」とのことですが、防災訓練では、被収容者を対象にどのような訓練がなされていますか。また貴センターの施設が大規模災害により破損・倒壊の恐れが生じたとき、被収容者を外部の安全なところに避難させることは想定されていますか。

(昨年回答)

- ・防災要領に基づき対応する。年一回以上の災害等を想定した防災訓練を実施している。

(本年回答)

- ・災害時に備え防災要領及び消防計画等に基づき年1回以上の訓練を行っている。訓練時

は職員を被収容者の代役として、災害時に外部の安全なところへの避難誘導訓練を実施している。被収容者に対しては、非常時の対応を、これまでも収容生活ガイドラインの冊子で周知してきた。28年度に新ブロックの出入り口にピクトグラムを貼り、案内表示を改善した。大規模災害で当所に倒壊の恐れが生じた場合には、被収容者を外部の安全な場所に避難させることとしている。

3. マスコミ報道によると、2016年4月16日未明の熊本地震の際に、動揺する被収容者を制圧しようとした職員にケガを負わせた等の理由により、この被収容者が起訴され、有罪となったとされています。2016年12月の質問には、「勤務員が被収容者に地震の状況を説明し、落ち着いて行動するように話をした」との回答しかありません。当時実際にどのようなことが貴センター内で起きていたのか具体的に説明してください。

(本年回答)

報道にある通り、2016年4月16日に電気ポット等を破損させた他、職員への暴行で負傷させたことにより有罪判決を受けた者がいることは事実であるが、個別の事案への答えは控える。地震が起きた時は職員が被収容者に対し、地震の状況等を説明した上落ち着いて行動するよう伝える等して、被収容者の心情の安定を図るよう努める。

4. 貴センターにおける職員特に処遇部門の職員を対象とする人権擁護の研修、外国人の文化、民族性の理解を深める研修の実施状況について教えてください。

(本年回答) 毎年実施される各種研修に人権擁護等に関する内容が組み込まれ、そのような研修に参加した職員によるフィードバック研修を行っている。

(当ネットワーク・九州からの質問にはないが、意見交換会以前に面会活動者から口頭で質問を受けていたことについてセンターから回答)

- ① 面会人数の制限をしていることについて

(本年回答)

面会人が一度に多数の被収容者との面会の申請を行うことで、次の面会人の待ち時間が長時間になるなどの影響があったことから、面会人の待ち時間の短縮を図るために実施した。尚、一回の申請で面会が可能な被収容者の数を3人までとしており、面会終了後に新たな面会の申請を妨げるものではない。

- ② 面会時間を制限していることについて

(本年回答)

収容人員の増加で、・・・1件の申請・・・面会担当・・・外部連行（入力者注：被収容者を外部の医療機関で受診させるために職員が連行すること）・・・で職員がさか

れる等で・・・面会要員の簡素化を考えている。